議案第２７号　小松島市交流センター条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

例規総点検による見直しとして、地方自治法改正を受けた現行規定の整理を行うもの。

小松島市交流センター条例(平成14年小松島市条例第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(管理運営の委託) 第12条　交流センターの設置の目的を効果的に達成するため必要と認めるときは，その管理運営を公共的団体に委託することができる。		削る
(規則への委任) 第13条　（略）	(規則への委任) 第12条　（略）	改正